

第11回議会報告会「議員と語ろう会」

【市政に関する意見と回答】

(令和元年5月13日～16日開催分)

会場	会場	ページ	班 長	班 員 (議席順)
渡町台地区公民館	1班	1	高司 政文	御手洗秀光 富松 万平 濱野 芳弘 飛高 彌一郎
弥生文化会館				
鶴見地区公民館田の浦分館				
西上浦地区公民館	2班	1～3	塩月 健治	菅 さとみ 大野 達也 本田 房代 吉良 栄三
米水津地区公民館				
宇目地区公民館				
鶴岡地区公民館	3班	各会場にて 回答済み	西條 隆洋	佐藤 元 井上 清三 清家 好文
直川地区公民館				
上浦地区公民館				
鶴見地区公民館羽出分館	4班	3～4	河野 豊	浅利美知子 矢野 幸正 坪根 大吉
青山地区公民館				
大入島地区公民館				
上堅田地区公民館	5班	各会場にて 回答済み	後藤 勇人	上田 徹 森 三千年 福嶋 勝彦
蒲江地区公民館				
本匠地区公民館				

大分県佐伯市議会

No.	会場	議会報告会における意見・要望等	議会（委員会）の回答	委員会
1	渡町台 地区 公民館	（市役所駐車場について） 市役所の駐車場は、休みのときに車が四、五十台必ず停まっているが、駐車場の使用規程とかあるか。近隣では高い固定資産税を払って駐車場を営業しているところがあるが、影響が出ている。何か方法を考えてもらいたい。	駐車場の一般開放に関する規程はありません。本庁舎駐車場3か所に「市役所来客用駐車場に関する御案内」という看板を設置し、一般開放について御理解をお願いしているところです。 また、駐車場は市民皆様の財産でもありますので、市民の方に有効に活用していただきたいということ、大分銀行を始め民間企業が佐伯市を訪れる観光客のために土日・祝日など業務に影響のない範囲で駐車場の開放を行っていただいていることなどもあり、佐伯市においても本庁舎駐車場の一般開放を行っているところです。 御質問にあるような影響について執行部に確認をしたところ、市役所近隣で駐車場を経営している方からの御意見・御要望は承っていないとのことでした。	総務
2	渡町台 地区 公民館	（女島、新女島、灘、鶴望等の住居表示について） いずれも地域が広く分りがたい。早急な改善を求める。	政策研究会の政策課題として現在、調査研究を行っています。	政策研究会
3	弥生 文化 館	（給食センターの高齢者への食事提供について） 給食センターは学校給食だけではなく、高齢者の食事の提供は、考えられないのか。給食はお昼なので夜の提供とか。市は検討していますという回答だった。市議会でも注目して検討してほしい。	執行部に確認したところ、学校給食調理以外に調理場を使用した場合、事故や機材トラブル等による給食調理業務への影響が懸念され、学校給食の安全、安心、安定的な提供を最優先に考えると対応は困難とのことでした。また、学校給食調理業務は午後からも洗浄作業や翌日の準備等を行っており、現状の職員配置等では新たな業務への対応は困難であり、併せて、学校給食以外の食事を調理する場合は、学校給食施設の目的外使用となるので、施設によっては補助金の一部返還が発生するとのことでした。	教育民生
4	鶴見 地区 公民館 田の浦 分館	（漂流ゴミ対策について） ・大変な流木が押し寄せ、大変な災害になっている。漁業者への影響だけでなく、特に番匠川のごみが流れて川の周辺もひっかかって、そこから洪水が起こる。国への陳情の際に、大量のごみが流れることに対する対策についての要望等はしなかったのか。 ・去年、国土交通省へ予算をとってくれと話をしましたが、どうなっているのか。毎回この会議に参加しているが、言いつ放しのような状態になっている。	執行部に確認したところ、台風等で発生する漂流・漂着ごみ等の処理を迅速に行い、河川や海岸を守ることを目的に、国・県・市等の関係者で「佐伯地域流木等処理対策協議会」を設置しており、市が管理する箇所は、海岸漂着物地域対策推進事業等の補助事業を活用して対応しているとのことでした。 また、国や県が管理する河川、海岸、漁港については、協議会の中で、管理者による適切な処理を行ってもらうように引き続き働きかけていきたいと考えているとのことでした。 市議会としても、必要に応じて、国等に漂流ごみ対策についての要望書等を提出するよう執行部と協力していきます。	建設経済
5	鶴見 地区 公民館 田の浦 分館	（漂流ゴミ対策について） 一昨年7日か8日漁師休業してごみ回収をやったが、そのときは市から補助金が出た。昨年は4日間だったが何も出なかったという。こういう場合には漁業補償として出るのか、はっきりわかればと思う。	執行部に確認したところ、一昨年の台風による風水害で大島漁港田野浦泊地等に大量の漂着物が押し寄せ、漁船の航行に障害が出た際に、市が漂着物の回収処理を委託した業者が回収処理に着手するまでの緊急対策として、市が大分県漁協に委託し、漁船の航行に支障のない程度の処理をしてもらった経緯があり、この時に大分県漁協が漁業者に支払った作業日当を「市から補助金が出た」と意見されたものと推測されるとのことでした。 なお、昨年度は、緊急対策の事案がなかったため、市は大分県漁協に処理委託はしていないが、今後も漂着物の処理の状況に応じて、迅速、適切に対応していきたいと考えているとのことでした。	建設経済
6	鶴見 地区 公民館 田の浦 分館	（定期船欠航時の宿泊費補助等について） 定期船の件に対する市議会の回答を見たが、離島の人は定期船が欠航したときは経済的にも厳しいし、何かの方法は考えられないのか、もう一度再構築をお願いしたい。それと支援員が確保できないという状況なので、再度議会から改善策を要望してほしい。	執行部に確認したところ、定期船の欠航により大島へ帰れなくなることは年間10日ほど発生しているが、その際に宿泊する又は他の海上交通を使う費用を市が負担することは考えておらず、これまでのように欠航のお知らせをできるだけ早く周知し、帰れなくなる状況をつくらないよう努めるとのことです。 また、地域支援員は今年4月以降不在となっており、定期船発着場から高齢者を送迎する方法は、地域で解決すべき課題として区長と鶴見振興局で今後も協議を続けるとのことでした。	建設経済
7	鶴見 地区 公民館 田の浦 分館	（急病時の対応について） ・よく気分が悪くなることもあるが、先生と連絡がとれ、処置ができるような保健師さんを置けないか。 ・以前は診療の先生は、急病が出たら夜でも来てくれていた。	執行部に確認したところ、夜間の急病発生時には、丹賀診療所の医師が住民から電話などで状況の聞き取りを行い、状況に応じ市内の病院への受診勧奨及び丹賀診療所への受診を促すとともに、往診が必要な状況と認められる場合には、丹賀から船をチャーターし、大島へ渡ることとなるとのことでした。	教育民生
8	西上浦 地区 公民館	（人工高台について） 人工高台は避難場所だけの活用なのか。それとも子供の遊び場としての活用等もできないのか。	通常時は、一般開放する予定であり、子どもの遊び場としての活用等も可能です。	総務

No.	会場	議会報告会における意見・要望等	議会（委員会）の回答	委員会
9	西上浦地区公民館	（海岸部の避難所について） 市内のほうは高台を設置している。上浦、西上浦、田ノ浦には8メートルほどの津波が来るとされている。八幡、西上浦には避難所としての場所がない。いろいろな高台に避難場所として逃げることはできるが、そこに二、三週間滞在することは無理なことである。この海岸線における避難所としての考えはどのようなものであるか。	海岸部地域につきましては、津波の影響を大きく受けるため、発災後に避難生活を送ることが可能な「指定避難所」が少ないのが現状ですが、そこに新たな「指定避難所」を建設することは難しいと思われます。 市の方針としては、発災後、まず近隣の山や高台等の安全が確保できる津波避難地に避難していただき、津波警報等解除後は、津波の影響のない山間部等の「指定避難所」へ移動していただき、避難生活をお願いしたいと考えています。地域外になるとは思いますが、御理解いただきたいと思います。 また、海岸部では、道路の途絶等により孤立期間が長引くおそれもあります。市としては、海岸部の孤立可能性集落に救援ポイントを設定し、救助や救援物資の供給体制づくりを進めるなど、県と連携しながら取組を行っていくとのことです。住民・地区におかれましても1週間程度の避難を想定した備えをお願いします。	総務
10	西上浦地区公民館	（避難経路の整備について） 2年前、小学校の体育館で、市の避難訓練があった。西上浦地区は昭和中学校に避難するという形で、自衛隊等々を含めた訓練を行った。先般、区の総会で、昭和中学校への避難は、高齢者が多く、そこへの避難も抵抗があり不可能と判断し、神社や庵で避難生活をするというふうに決めた。それに対応する避難経路をどこに整備するのか、市に対し早急に策定してほしい。	市として、「指定避難所」は津波の影響のない山間部などにある学校体育館等に開設する方針です。高齢者等要配慮者の避難の場合は「福祉避難所」への避難など、必要に応じて対応することになります。神社や庵など、「指定避難所」以外で避難生活を送ることにつきましては、一時的な避難生活は可能でありましても、衛生面や救援物資の供給などの諸条件を考慮しますと、長期的には困難な部分が多くなります。また、建物倒壊のおそれも否定できませんので、市の指定する避難所に早めに移動をお願いします。 なお、市では、地区の避難要領をまとめた「地区避難計画」の策定及び見直しに取り組んでいく意向であり、避難に役立つ情報を集約するものとして、地区と連携し協議を行いながら作成し、住民周知も図っていくとのことです。	総務
11	西上浦地区公民館	（各児童館行事の一元管理について） 児童館が4、5か所あるが、そこでのイベントは児童館のホームページを見なければわからない状態。在宅育児をしている方は非常に熱心で、いろんな児童館へ出かけているようである。今のこのネットの世の中で、一つのホームページを見たら、どこの児童館で何があるとかの情報がわかるような仕組みにはならないのか。	執行部に確認したところ、市のホームページに児童館のイベント情報のリンク掲載を始めたとのことです。また、来年度ホームページのリニューアルも予定されていますので、児童館だけでなく子育て全般の情報をわかりやすく伝えていきたいとのことです。	教育民生
12	米水津地区公民館	（集会所の無償譲渡について） 市としては、無償譲渡をしたいという考えを持っているようだが、米水津高齢者コミュニティセンターを、いずれ解体をするということになれば、鉄筋コンクリート造の施設も多いため、多額の予算を伴う。地区としてはなるべく無償譲渡を受け入れたいと思うものの、人口も減るし、解体費用まで市が見てくれるような方法で何とかできないか。	地区集会所類の地区への譲渡推進について、執行部では8回にわたり地区説明会を行い、そこで出された意見等を検討し、計画の見直しを行っています。その主な見直しは、対象施設の見直し、補助金上限額の変更（100万円から200万円を150万円から200万円へ）、譲渡期間の延長（2年を4年へ）等となっています。地元の意向に沿った形の見直しと捉えていますが、市議会としても、今後も地元が無理のない計画の推進に注視していきたいと思っております。	総務
13	米水津地区公民館	（集会所の無償譲渡について） 市からは、地区への譲渡は合併時にすでに決まっていた話で、それをすでに行ってきたのは、佐伯市のごく一部の地域であり、ほとんどの地域はまだやっていない、ただ決まっていたことなのにするするとそれをやっていなかっただけだと、だから、やってもらわないと困るということであった。2年以内に選択しなければいけない。無償譲渡を受け入れるのか、もう要らないとするのか、何年かは借りるのか、それらの中のどれかを選ばなければいけない。実際には今いろいろな形でつかっているのだから、なければ困る。だから、要らないとか、2年間だけ借りるとか、そういうので選ぶことはできない。結局、自分たちのものとして受け入れて、解体等、地元の大きな負担になることはわかっているが、それしか選択肢として選びようがないような話である。私たちとしては、これを受け入れるしかないと思っていたが、今の話を聞けば、まだそこまで確定している話ではなくて、今後まだ考える余地があると聞こえたが、そのところはもうどうなっているのか。		総務

No.	会場	議会報告会における意見・要望等	議会（委員会）の回答	委員会
14	米水津地区公民館	（米水津小浦無須小屋の漂着ごみについて） 米水津の漂着ごみは635トン。鶴見が一番多いが、鶴見の反対、小浦の無須小屋という地域の漂着ごみが大変すごい。そのほとんどが今、世界中で問題になっているプラスチックごみ。一度漂着すると外に出ていかない。他の地域の漂着ごみは年1回、漁協が回収するが、ここは船でしか行けないところなので、回収できていない。今、観光ブームでインバウンドなどに力を入れているが、この国立公園に漂着ごみがあって、誰も手を付けない。海岸のごみは河川課の担当となるが、人の行かないところにそんなに予算はかけられないと言われる。ぜひ現地を見てほしい。	執行部に確認したところ、現場付近まで行き、発泡スチロール製のパイが打ち上がっているのを確認し、当海岸の管理者である大分県に状況を伝え、対応を求めたが、「民家、道路、港もない海岸の漂着物については、撤去の事業効果が望めないため対応は難しい」との回答であったため、引き続き県に働きかけをしていきたいと考えているとのことです。 市議会としても、世界的な問題で生態系に大きな影響を及ぼすプラスチックごみ等の早期撤去を求めていきます。	建設経済
15	米水津地区公民館	（敬老会の補助金について） 敬老会の出席者1人当たり1,000円の補助金がある。出席しない人には補助金はなく不平等を感じている。病院に入院している人も多く、地区としては、出席できない人には1,000円の商品券を送っている。半額でも補助できないか。	執行部に確認したところ、敬老会補助金事業については、積極的な敬老会の開催や参加を促進するため、欠席者への補助金を廃止したとのことです。 また、補助金の廃止による財源を活かし、ねたきり老人等介護手当等の増額やさいきの茶の間事業の拡大等、高齢者福祉の充実を図っているとのこと、現在のところ欠席者に対しての補助金の支給は考えていないとのことです。	教育民生
16	米水津地区公民館	（敬老会の補助金について） 敬老会補助金について、以前は、出席者、都合で出席できない人も同じように対応できるように、市のほうも考慮してくれていた。今では出席者だけの補助となってしまっている。そんなに大きな予算ではないと思うし、地域の福祉の観点からもしっかり考慮してほしい。	なお、来年度策定の次期老人福祉計画の内容を検討する際には、改めて検討したいとのこと。市議会としては、市民に対する事業内容の十分な周知を行うよう執行部に申し伝えました。	教育民生
17	宇目地区公民館	（林業後継者について） 林業が活性化していると言っているが、林業の活性化は実質していない。林業で働く人が増えているというのは、林業労働者であって、後継者でも何でもなし。伐採業は人手がたくさんいるが、木を育てるほうは、宮崎の人が来て加勢してくれている。こちらでも人材を育てていくことに力を入れられないといけない。こういうことも考えながら進めてほしい。	執行部に確認したところ、中核的な林業技術者については、公益財団法人森林ネットおおいだが実施する研修制度「おおいだ林業アカデミー」の周知により、国の給付金制度を活用した後継者等の担い手育成を図っている。また、林道・作業道などの基盤づくりを進め、林業現場で働く上での環境整備も進めている。今後は、県外での移住相談会にも参加することとしており、県と市で新しく創設したU・I・Jターナー者を対象とした林業新規参入者総合支援事業等の給付金制度を活用し、県外からの新規就業者の参入の促進を図り、後継者等の担い手育成につなげていきたいと考えているとのことです。 また、本市の人工林資源は本格的な主伐期を迎え、伐採事業の拡大に伴い、再造林が必要な面積は増加する一方、造林作業者については減少傾向にあるため、植栽・下刈・間伐等の造林・保育に携わる造林作業者の確保・育成を目的として、造林作業者を雇用し、技術習得のため職場での職業教育を行う認定林業事業体に対し、平成30年度から県と連携し、賞金の助成をする事業に取り組んでおり、その結果、平成30年度は3名、令和元年度も3名の造林作業者の育成につながったとのことです。 さらに、地域農業における後継者不足及び担い手不足の解消並びに地域農業の活性化を図るため、平成30年度にスタートした「さいき農業サポート人材バンク」に林業分野を加え、「さいき農林業サポート人材バンク」として制度を拡充した。今後は、林業の手伝いを希望する林家や事業者と、林業を手伝いたい林業サポーターをつなぐことで、地域林業における後継者不足及び担い手不足の解消を図っていききたいと考えているとのことです。	建設経済
18	鶴見地区公民館羽出分館	（公民館について） 管財課のほうが無償譲渡、無償貸付、解体という三つの案を出しているが、横の連携というのはできているのか。市議会のほうも把握しているか。2年後にこの地区の方針を決めると言われているが、避難場所やお茶の間事業の場所として使用している。	（No. 12、No. 13と同じ回答）	総務

No.	会場	議会報告会における意見・要望等	議会（委員会）の回答	委員会
19	青 山 地 区 公 民 館	<p>（小学校の校区について）</p> <p>青山小学校は、先生の指導が行き届いていて、非常に子供がやる気を持って、非常に優秀なポジションにある。そういう学校別の特性、地域性を発揮するところに、佐伯市全体の生徒数をプールにして、青山で丁寧な指導を受けたい、平等な行き届いた教育を受けたいという人に対し、今までの学校区制を取り除いて、柔軟に対応できるようにできないか。そうすることによって、青山小学校も、これからも存続し、地域の発展にもつながるものと考え。ぜひ市議会でも取り上げて、ほかのところも調査して、従来の校区制にとらわれない、地域発展のための取組をしてもらえたらと思う。</p>	<p>執行部に確認したところ、保護者は通学区域内の学校に通学させなければなりません、特別な事情がある場合、保護者からの願い出を受ける形で、個別に判断を行い、区域外の学校へ就学している場合があるとのことです。今後も、この取扱いにより通学する学校を指定していくとのことです。</p>	教育民生
20	大入島 地 区 公 民 館	<p>（コミュニティバスについて）</p> <p>鶴見、本匠、弥生では、子供はお金は取らないらしい。これについて、地域振興課に聞くと、スクールバスとしてコミュニティバスを使っており、子供はスクールバスとして乗っているのだから料金はないとのこと。大入島の場合は、スクールバスとして使っていないとのこと。今、大入島は小学生が三、四人、中学生が3人ぐらいである。同じような運行形態にはできないのか。</p>	<p>執行部に確認したところ、小学生と中学生のコミュニティバス使用料を免除している対象者は、教育委員会が実施している通学費補助の対象に該当する者であり、大入島の小学生は本来の通学区域外に通学しているため通学費補助の対象外であったが、今年4月からは小学生のフェリー運賃の補助を実施している、その対象者である小学生については通学費補助の対象者と同様にコミュニティバス使用料を2学期の始めから免除するよう検討したいとのことです。</p> <p>なお、中学生は、既にフェリー運賃と自転車通学に対する補助金を支給しているため、コミュニティバス使用料を免除する考えはないとのことです。</p>	建設経済